



発寒北商店街振興組合と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 170017 号)

発寒北商店街振興組合 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

発寒北商店街振興組合は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1～4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

令和 5 年 7 月 1 9 日
(当初締結日：平成 29 年 7 月 14 日)

発寒北商店街振興組合
理事長

宮島 憲彦

札幌市
市 長

秋元 克広

私たちのマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

私たちハツキタ商店街は、

- 子どもからお年寄りまで、地域で安心して暮らせるよう、食の安全・安心に取り組みます。
- 「ハツキタマルシェ」など、食について地域の皆様と一緒に考える場を創出していきます。
- 環境推進区・西区の一員として古紙や廃油のリサイクルなど、環境活動を実践します。
- これらの取組などを通じて「40 年後、札幌で一番住みやすい街」を目指します。